

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	55	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター	職員の身分	国家公務員
-----	----	----	-------	-----	----------------	-------	-------

法人概要

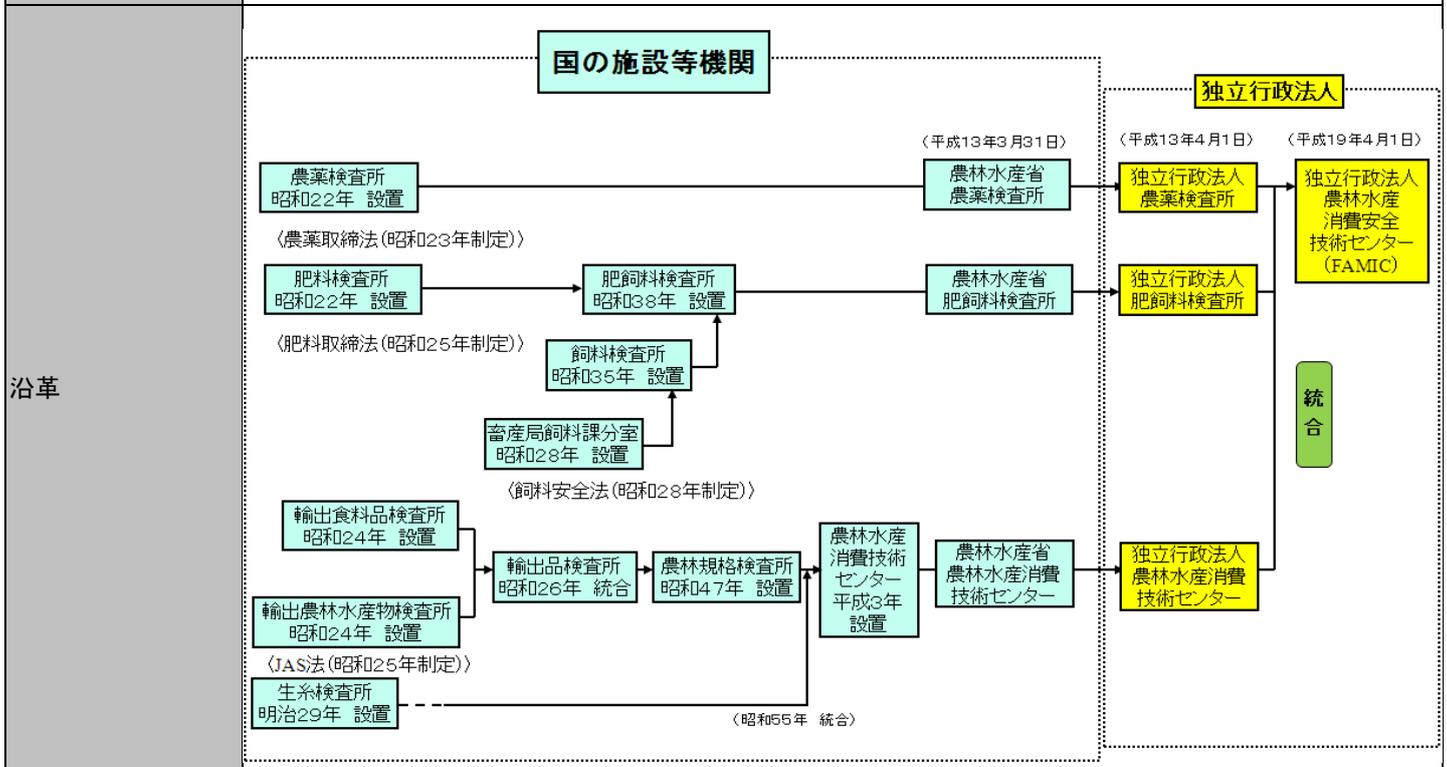
独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、食品の安全や消費者の信頼を確保するため、「農薬取締法」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（以下「飼料安全法」という。）、「肥料取締法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS法」という。）等に基づき、農林水産大臣の指示により、農薬、肥料、飼料等の農業生産資材や農林物資（飲食料品等）の検査等を執行する機関。

（農業生産資材の安全の確保を通じた食品の安全確保）

- 「農薬取締法」、「飼料安全法」、「肥料取締法」等に基づき、農業生産資材について、登録や検定のために必要な検査（製品検査のみでなく、申請に基づく有効性・安全性等の評価や分析のための公定法の開発が含まれる）や製造事業所への立入検査等を行い、当該資材の農作物や家畜への有効性や人への安全性をあらかじめ確保するとともに、適正使用を推進することで、生産される食品の安全を確保する。

（農林物資の品質表示の適正化等を通じた消費者の信頼確保）

- 「JAS法」に基づき、日本農林規格又は品質に関する表示の基準が定められた農林物資に関する立入検査や、DNA分析等の科学的知見を活かした検査等を実施し、適正な品質表示等を確保することで、消費者の利益を保護し、食品への信頼を確保する。



中期目標期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員総数[官庁OB] (現役出向) (4/1時点)	6	6	6	6 [0] (3)
常勤役員数	5	5	5	5
非常勤役員数	1	1	1	1
常勤職員数[官庁OB] (現役出向) (4/1時点)	667	660	647	637 [0] (0)
うち間接部門	92	91	88	83
うち事業部門	575	569	559	554
非常勤職員数 (官庁OB) (4/1時点)	25 (0)	21 (0)	16 (0)	18 (0)
給与水準【事務・技術職員】 (年齢・地域・学歴勘案)	98.8 (100.4)	98.8 (100.2)	98.3 (99.7)	— (—)
給与水準【研究職員】 (年齢・地域・学歴勘案)	90.7 (87.1)	— (—)	— (—)	— (—)

NO.	55	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター		職員の身分	国家公務員			
		年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
		予算/決算	決算		決算		決算		当初予算		
国からの 財政支出額 の推移 (百万 円)	一般会計（百万円）		7,072		6,932		6,626		6,544		
	うち運営費交付金		6,969		6,865		6,508		6,422		
	うち施設整備費補助金		96		67		118		122		
	うち施設整備以外の補助金・交付金		4		—		—		—		
	うち委託費		3		—		—		—		
	うち出資金		—		—		—		—		
	特別会計（特会名）（百万円）		—		—		—		—		
	うち運営費交付金		—		—		—		—		
	うち施設整備費補助金		—		—		—		—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金		—		—		—		—		
	うち委託費		—		—		—		—		
	うち出資金		—		—		—		—		
	計		7,072		6,932		6,626		6,544		
支出額の推移（百万円）			7,001		6,536		6,431		6,720		
収入額の推移（百万円）			7,542		6,990		6,675		6,720		
国の財政支出/収入額（％）			93.8		99.2		99.3		97.4		
財務データ (平成24年度、百万 円)		資産合計		10,587		うち流動資産		1,521			
		負債合計		2,717		純資産合計		7,870		うち利益剰余金 53	

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	55	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			国費	自己収入			
農薬関係事業	<p>【立入検査】 ①農林水産大臣の指示により、農薬製造者等に立ち入り、農薬の製造に関する帳簿等を確認して製造場等の検査を行うとともに、集取した農薬について品質、表示等の検査を実施 ②農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2第1項及び第15条の3第2項</p> <p>【登録検査】 ①農林水産大臣の指示により、農薬の登録申請者から提出された申請書や試験成績資料に基づいて、薬効や作物への残留性等を審査するとともに、農薬の見本により、その品質の検査を実施 ②農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第3項及び第6条の2第2項</p> <p>【試験施設の査察】 ①農薬の毒性及び残留性に関する試験成績の信頼性を確保するため、定期的に各試験施設に対して、G L P制度に基づく査察を実施 ②局長通知（平成11年10月1日農産第6283号）</p> <p>【農薬の登録のための試験法等の開発】 ①農薬登録に係る安全性評価に関する試験法等の開発 ②中期目標（平成23年3月2日農林水産省指令22消安第9077号）</p>	749	合計		837	-	-
			国費	運営費交付金	836	-	-
			国費	施設整備補助金	-	-	-
			自己収入	その他収入	1	-	-
肥料及び土壌改良資材関係事業	<p>【立入検査】 ①農林水産大臣の指示により、肥料生産業者等に立ち入り、肥料の生産設備及び帳簿等の検査を行うとともに、収去した肥料及び原料について有効成分や有害成分の含有量が公定規格に適合しているかどうかの検査を実施 ②肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条の2第1項及び第33条の3第2項</p> <p>【登録申請調査】 ①農林水産大臣の指示により、生産業者又は輸入業者から提出された肥料について、登録申請書の記載事項及び肥料の見本についての調査を実施 ②肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項</p> <p>【立入検査】 ①農林水産大臣の指示により、土壌改良資材の製造業者等に立ち入り、土壌改良資材の製造設備及び帳簿等の検査を行うとともに、集取した土壌改良資材の品質が基準に適合しているかどうかの検査を実施 ②地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項</p> <p>【肥料の公定法の策定等のための分析法の開発】 ①公定法の策定等に資するため、既存の分析法の改良、新たなリスクに対応した分析法の開発を実施 ②中期目標（平成23年3月2日農林水産省指令22消安第9077号）</p>	712	合計		721	-	-
			国費	運営費交付金	694	-	-
			国費	施設整備補助金	25	-	-
			自己収入	手数料等収入	2	-	-

事務・事業の構造等（平成25年度）

○事務・事業の構造等（平成25年度）

飼料及び飼料添加物関係事業	<p>【立入検査】 ①農林水産大臣の指示により、飼料及び飼料添加物の製造事業場等に立ち入り、飼料等の製造設備及び帳簿等の検査を行うとともに、収去した飼料等について有害物質が基準の範囲内か等の安全性に係る分析・鑑定の検査を実施。②飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第57条第1項及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）第13条第1項</p> <p>【特定添加物の検定】 ①飼料に用いる特定添加物（抗生物質）の製造業者等からの検定申請があった場合、試験品の採取及び試験並びに合格した製剤への合格証紙の貼付を実施するとともに、製造業者の申請に応じて、特定添加物製造設備のGMP適合状況の調査を実施。②飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第10条及び第21条</p> <p>【BSE発生防止に資する調査】 ①BSE（牛海綿状脳症）発生防止のため、農林水産大臣の指示により、申請事業場が豚肉骨粉、家きん処理副産物、魚粉等の製造基準（牛由来たん白質が混入しないこと）に適合しているかどうかの検査を実施。②飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項</p> <p>【飼料の公定法の策定等のための分析法の開発】 ①汎用性のある日本統一検査法（基準規格として定める公定法）を法に基づき定めるため、飼料の分析法を開発 ②中期目標（平成23年3月2日農林水産省指令22消安第9077号）</p>	1010	合計	996	-	-	
			国費	運営費交付金	939	-	-
			自己収入	施設整備補助金	16	-	-
			手数料等収入	41	-	-	
食品等関係事業	<p>【立入検査】 ①農林水産大臣の指示により、登録認定機関、認定事業者、品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等の事務所等に立ち入り、帳簿、書類等の検査を実施。②農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第20条の2</p> <p>【登録認定機関の調査】 ①農林水産大臣の指示により、登録認定機関になろうとする機関が登録基準に適合しているかの調査を実施。②農林物資の規格化及び品質の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第16条第2項</p> <p>【JAS規格見直し調査等】 ①JAS規格見直しに関する調査、検査等を行い、見直し内容の原案を作成。②中期目標（平成23年3月2日農林水産省指令22消安第9077号）</p> <p>【JAS規格・表示基準が定められた農林物資の検査】 ①食品表示の真正性の検査及びJAS製品の検査を実施。②中期目標（平成23年3月2日農林水産省指令22消安第9077号）</p> <p>【不適正表示を判別するための分析法の開発】 ①農産物や加工食品の原料の産地や品種判別のための分析法の開発 ②中期目標（平成23年3月2日農林水産省指令22消安第9077号）</p>	3960	合計	4121	-	-	
			国費	運営費交付金	4038	8.2	8.6
			自己収入	施設整備補助金	77	-	-
			講習事業収入	6	-	-	
			財団法人名古屋公衆医学研究所（※）	8.2			
			財団法人パブリックヘルスリサーチセンター（※）	8.6			
			財団法人パブリックヘルスリサーチセンター（※）	11.9			
			公益財団法人日本適合性認定協会	1			
			公益社団法人日本食品科学工学会	0.1			

※ 肥料、飼料、食品部門の職員健康診断に係る支出であるが、按分せずに契約金額を記載した。公益法人への支出については、少額随契を除いた。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
〈平成24年度決算合計〉

	合計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
特別会計	法人合計（百万円）			
		該当なし		

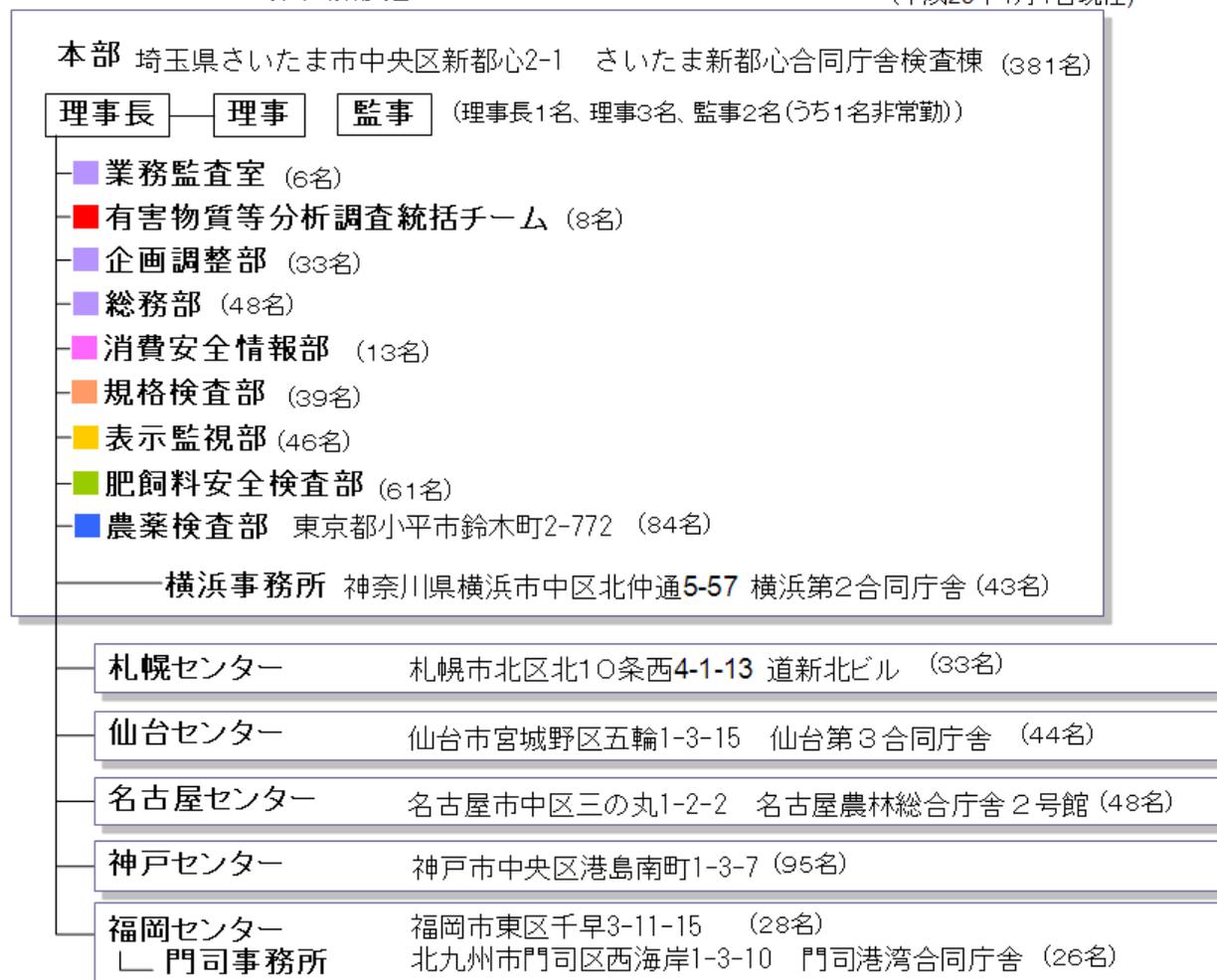
1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	55	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

職員総数 655名 ※非常勤職員含む

(平成25年4月1日現在)



<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員(平成25年4月1日現在)を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	55	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

【法人の位置づけ】

食品の生産から消費に至るフードチェーン全体において安全管理の取組強化が求められている中、国として、食品の安全と消費者の信頼の確保を図るため、農林水産省では、

- ① 農業生産資材について農作物や家畜だけでなく、人への安全を確保することにより、安全な農畜産物の安定供給を確保するとともに、
- ② 食品表示の適正化による的確な情報の提供を通じて消費者の信頼を確保することを目的とした業務を実施。

このうち、FAMICでは、「農薬取締法」、「飼料安全法」、「肥料取締法」、「JAS法」等に基づき

- ① 農業生産資材の立入検査や開発した分析法等に基づく検査の実施により、農業生産資材の安全及び品質の確保と適正使用を推進し、
- ② 品質に関する表示の基準が定められた農林物資の製造業者等への立入検査や、DNA分析等の科学的知見を活かした食品検査等の実施により適正表示を確保する等の業務を実施することにより、フードチェーン全体を通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術的側面から貢献。

【国民の安全・安心の確保等の観点からの成果】

- ① 農薬や肥料の登録検査（平成24年度農薬1,411件、肥料1,030件）を実施し、その結果に基づき、農林水産大臣が安全性等を判断し、農薬や肥料の登録を実施。
- ② 農林水産大臣の指示により、農薬、飼料、肥料等の製造業者等へ立入検査を実施。立入検査は生産量や過去の検査実績などを踏まえ、国が選定した事業所等に対し、無通告で行い、その抑止効果により平成24年度においては不適正事案は2件のみであり、不適正な農業生産資材の流通の未然防止に寄与。

	事業所等数	年間立入検査数	違反件数
農薬	534	73	-
肥料	3962	539	2
飼料	4396	582	-

- ③ 原発事故に際し、計画外の肥料及び飼料の放射性物質の検査を行い、国民の不安の解消に貢献（平成24年度末までに8,887件）。
- ④ 食品表示の真正性についての検査・分析（平成24年度6,181件）や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査（同年度25件）等を実施。
その結果、平成22年度からの国の政策目標である不適正な表示をされた食品の比率の減少に寄与。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
生鮮食品の「原産地」の不適正表示率(%)	15.4	15.2	10.6	5.7	3.8
加工食品の義務表示事項の不適正表示率(%)	18.4	18.1	12.7	11.7	9.8

【必要性】

食品の安全と消費者の信頼を確保するためには、安全な農業生産資材の適正使用や不適切な食品表示に対する取り締まりが不可欠。このため、国は農業生産資材の登録等を実施しているが、そのために所要の検査が必要。この検査は専門知識・技術を有するFAMICが、国の指示の下で中立的な立場で実施する必要がある。

また、国は関係各法に基づき、適正使用や適正表示を確保するため、法令違反に対して行政処分や罰則を科すこととしている。このため、FAMICは農林水産大臣の指示により、専門的知識・技術を基に、製造所や小売店への立入検査を実施。その際、企業等の私有地に入り、設備、原料、帳簿等を検査するなど公権力を行使する強い権限を付与されているとともに、守秘義務が課せられているので、国家公務員の身分を付与された特定独立行政法人とされている。

なお、国民の健康に影響を及ぼすおそれが生じた場合の危機管理においては、国の指示の下で昼夜、休日を問わず分析等を行う必要があるが、民間機関や公務員の身分を付されていない他の独立行政法人では実施することが困難。

これらのことから、FAMICの業務は、本来国が実施すべき業務であり、行政と一体となって実施することが必要（FAMICの前身は国の施設等機関）。

No.	55	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

<p>【メリット】</p> <p>① 特定独立行政法人として、国と密接な連携を図りつつ、機動的な組織編成及び人員配置が可能となるなど弾力的な業務運営が図られるようになったこと</p> <p>② 柔軟な予算管理が可能となったこと</p> <p>③ 3法人の統合による効果として、従前、農薬、肥料・飼料、食品の各部門ごとに有していた分析技術等の専門的知見や分析機器について、部門を超えた共有・活用を進めることにより、効果的・効率的な業務運営が可能となったところ。具体的には、</p> <p>ア 農薬・肥料・飼料を原因として食品の安全が脅かされた事案について、国からの緊急要請に対し、調査・分析を迅速に実施（安全性未審査遺伝子組換えトウモロコシ飼料に関する緊急検査（H20）、非食用の事故米穀を利用した食品等の残留農薬等の緊急検査（H20）、福島県原発事故に伴う国産飼料等安全確認緊急検査（H23）等）</p> <p>イ 各部門の専門的知見・人材・機器を結集することにより、検査・分析能力を向上（人材交流、検査・分析能力の向上のための研修、かび毒検査のISO17025取得申請、分析機器の共同利用等）</p> <p>ウ 国民の強い関心を受け、生産段階の情報も含めた食品に係る情報を一元的に提供（食品の品質や表示に関する情報に、肥料、飼料、農薬等の安全性や使用方法などの生産段階における情報を加え、一元的に情報発信）</p> <p>【デメリット】</p> <p>特になし。</p>
--

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
農林水産省	0004	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算） （百万円）	委託先
施設警備	施設の警備	2.9	総合警備保障株式会社等
施設清掃	施設清掃	5.7	株式会社ジャスティス・サポート等
設備点検保守	空調、消防設備等の設備点検及び保守	9.6	株式会社アイワ等
ゴミ処理	一般廃棄物、古紙等の処理	0.7	株式会社常磐組等
植栽管理	植栽地管理、樹木剪定	1.2	西山建設株式会社等
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算） （百万円）	委託先
アンケート調査業務	JAS規格見直し業務に係るアンケート調査表の発送等及び回答の集計作業	3.1	株式会社アストジェイ等
混合標準液調製業務	残留農薬分析用混合標準液及びかび毒分析用混合標準液の調製作業	8.8	林純薬工業株式会社等
広報誌の編集及び発送業務	広報誌等の印刷及び発送作業	1.4	株式会社サンエー印刷
ホームページの作成・更新業務	FAMICのホームページの作成・更新の際のWEBページの作成作業	0.8	株式会社SAY企画
技術情報の翻訳業務	技術情報の翻訳	1	ワールドアイ株式会社

No.	55	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【非公務員化】</p> <p>○現中期中目標期間終了時に改めて検討対象とする。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>FAMICは、各個別法に基づき農林水産省の指示により、農薬・肥料の登録検査、農薬・飼料・肥料等の立入検査、食品表示の監視、JAS規格の登録認定機関の調査等を実施しているが、これらは法律に基づき、公権力の行使として行われるものである。このようなFAMICにおける公的な調査等を踏まえ国は、農薬等の登録、事業者への行政処分等の判断を行うものであり、まさにFAMICが行う業務は国の行政と一体となることが必要であり、国家公務員の身分が必要である。</p> <p>なお、FAMICの組織は、そもそも国の施設等機関であった農薬検査所、肥飼料検査所及び農林水産消費技術センターが平成13年4月に独立行政法人化し、平成19年4月に3法人が統合したものである。</p>
（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>○FAMICは行政執行法人※とする。</p> <p>※国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、确实・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う法人</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>FAMICは、法令に基づき農林水産省の指示により、農薬・肥料の登録検査、農薬・飼料・肥料等の立入検査、食品表示の監視、JAS規格の登録認定機関の調査等を実施しているが、これら全ての業務は国の行政と一体となって実施しており、法人の裁量の度合いはほとんどない。</p> <p>このため、国との密接な連携を図りつつ、确实・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行うため、現行の組織形態を継続しつつ、役職員に公務員身分を付与し、国と同様に単年度管理を行う法人とすることが適当。</p>
（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>指摘事項なし。</p>
② 対応状況	<p>—</p>

No.	55	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

【組織の沿革】

FAMICの組織は、国の施設等機関であった農薬検査所、肥飼料検査所及び農林水産消費技術センターが平成13年4月に独立行政法人化し、平成19年3月の法改正を経て、同年4月より、フードチェーン全体を通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術的側面から貢献することを目的として3法人が統合したものである（沿革参考）。

【3法人統合の効果】

- 従前、農薬、肥料、飼料、食品の各部門ごとに有していた分析技術等の専門的知見や分析機器について、部門を超えた共有・活用を進めることにより、効果的・効率的な業務運営が可能となったところ。具体的には、
- ① 農薬・肥料・飼料を原因として食品の安全が脅かされた事案について、国からの緊急要請に対し、調査・分析を迅速に実施（安全性未審査遺伝子組換えトウモロコシ飼料に関する緊急検査（H20）、非食用の事故米穀を利用した食品等の残留農薬等の緊急検査（H20）、福島県原発事故に伴う国産飼料等安全確認緊急検査（H23）等）
 - ② 各部門の専門的知見・人材・機器を結集することにより、検査・分析能力を向上（人材交流、検査・分析能力の向上のための研修、かび毒検査のISO17025取得申請、分析機器の共同利用等）
 - ③ 国民の強い関心を受け、生産段階の情報も含めた食品に係る情報を一元的に提供（食品の品質や表示に関する情報に、肥料、飼料、農薬等の安全性や使用方法などの生産段階における情報を加え、一元的に情報発信）

【事務・事業】

FAMICの業務は、農薬、肥料、飼料及び食品に係る知見を総合的に活かした分析技術により農業生産資材の安全性や食品表示の真正性等を科学的に分析検査するものであり、他の独立行政法人や地方公共団体等と重複せず、FAMICにおいて引き続き実施する必要があると考えている。なお、既に、

- ① 情報提供業務については、関係機関（（独）国民生活センター、農林水産省地方農政局等）と重複する消費者相談窓口を平成23年度に閉鎖。
- ② 専門的知見の必要性が低い業務については、外部委託によるサービスの質の維持と経費の削減効果を見つつ、適宜外部委託を実施しているところ。

【地域事務所】

既に平成20年度末に大阪事務所（旧肥飼料検査所）及び岡山事務所（旧農林水産消費技術センター）を廃止し神戸センター（旧農林水産消費技術センター）に統合、平成21年度末に小樽事務所（旧農林水産消費技術センター）を廃止札幌センター（旧肥飼料検査所）に統合してきたところであり、さらに平成25年度中に門司事務所（旧農林水産消費技術センター）を廃止福岡センター（旧肥飼料検査所）に統合を予定している。

今後は、全国各地に存在する食品の製造業者や流通業者、肥料及び飼料の製造業者や輸入業者等に対する立入検査等の業務を国と一体となって迅速かつ機動的に遂行するためには、全国のブロック毎に地方組織を設置する現体制（札幌、仙台、本部（さいたま）、名古屋、神戸、福岡）を維持する必要がある。

【法人の組織のあり方】

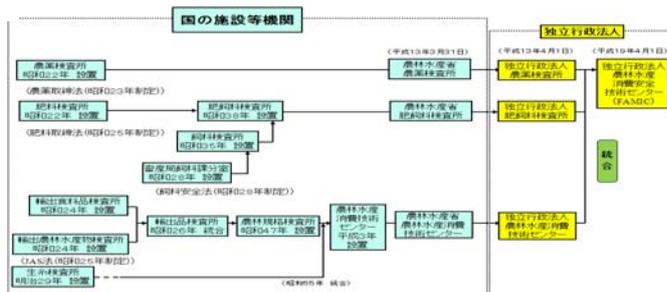
FAMICは、各個別法に基づき、農林水産省の指示により、農薬・肥料の登録検査、農薬・飼料・肥料等の立入検査、食品表示の監視、JAS規格の登録認定機関の調査等を実施しているが、これらは国と一体となって公権力の行使として行われるもの。

上述のとおり、3法人の統合により、農薬、肥料、飼料、食品の各部門の専門的知見や分析機器について部門を超えた共有・活用により効果的・効率的な業務運営が可能となったところ。

さらに全国各地に存在する事業者への立入検査等の業務を迅速かつ機動的に遂行するためには、現在の地方組織が引き続き必要。

以上のことから、国との密接な連携を図りつつ、法に基づく確実・正確な業務執行を行うため、公務員の身分を付与し、3部門の専門的知見等を有効活用できる現行の組織形態を継続することが適当。

（参考）沿革



No.	55	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—